

NJHストリートダンススペース利用者登録約款

第1条 本約款に同意し、NJH ダンススペース（以下「スペース」という。）所定の登録申請書において、申し込まれた方（個人および団体）で、橋本商店街協同組合が認めた方（個人および団体）を登録者といいます。団体での申し込みの場合、構成員の中から、当該団体のために責任を持ってスペースを利用する方（以下「代表者」という。）を1人以上登録してもらいます。

登録は1人（1団体）1区分1登録のみです。

（利用者登録カードの発行と取扱い）

第2条 橋本商店街協同組合は、登録者に、利用者登録番号（以下「登録番号」という。）を表面印字した、利用者登録カード（以下「登録カード」という。）を発行します。

2 登録カードはカード上に印字された登録者以外では使用できません。また、登録者は、登録カードを善良なる管理者の注意をもって使用し管理する必要があります。登録者が団体の場合、登録カードはその代表者が使用し管理します。

3 登録者は他者に登録カードを譲渡、貸与することはできません。スペースの利用により得た、施設等利用の権利についても同様とします。

4 登録カードの使用、管理に際して登録者が前2項および3項に違反した場合において、その違反に起因して登録カードが不正に利用されたときは、登録者はその登録カードに因る全ての不利益について責任を負うものとします。

（有効期間等）

第3条 登録申請され橋本商店街協同組合が登録者と認めた日を登録日とし、登録日から3月31日までを有効期間とします。

(1) 有効期間の延長は致しません。

(2) 有効期間が終了してしまった後、登録カードの利用を希望する場合には新たに登録申請を必要とします。

（利用者登録番号）

第4条 橋本商店街協同組合は登録者全員に異なる登録番号を割り当てます。

2 橋本商店街協同組合は登録カード上に印字された登録番号を所定の方法により登録します。

（利用の登録方法等）

第5条 スペースを利用しようとする者は、商店街事務所の営業時間内において、事前に利用の登録を行う必要があります。

2 利用の登録の受付は、利用日の1週間前（土日、祝日の場合はその前日）までに行う。ただし、商店街が特別の利用があると認めたときはこの限りではない。

3 前項の利用の登録の受付は、申込みの順序により行います。

4 利用者は利用時間中、登録カードを、スペースの所定の場所に掲示しなければなりません。

5 商店街は、スペースの管理上必要があると認める範囲で、前項の登録カードに条件を付することができます。

（施設規則の遵守）

第6条 利用申請した施設の使用にあたっては、当該施設に定められた関係規則に従い、定められた目的以外には使用しないものとします。

（使用料等）

第7条 スペースの利用料は、無料といたします。

（利用時間）

第8条 スペースの利用時間は、午前10時～午後10時とします。それ以外の時間帯は歩行者通路となるため登録者はスペースにてダンス等を行うことは出来ません。

2 スペースの連続利用時間は、1団体1時間を限度とする。ただし、商店街が必要と認めたときはこの限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、商店街が特に必要と認めるときは、通路の開放時間内で、利用時間を変更することができます。

（登録カードの紛失、盗難）

第9条 登録カードを盗難その他の事故等により紛失した場合は、登録者は直ちにその旨を橋本商店街協同組合に通知しなければ

なりません。

2 前項の手續終了前に他人に登録カードを使用されトラブル等起こった場合、その施設の損害等は登録者の責任となります。

（登録カードの再発行）

第10条 登録カードは原則として再発行しません。ただし、登録カードをき損、汚損した場合等で所定の届出をし、橋本商店街協同組合が適当と認めた場合はこの限りではありません。

（定員）

第11条 スペースの定員については、1区画25㎡スペースは10名迄、1区画12㎡スペースは5名迄とする。

（場所等）

第12条 スペースの場所は床面に「ミウル」シールのある範囲となります。1区画12㎡が1カ所、1区画25㎡が3ヶ所の計4カ所とします。

（利用の制限）

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合、登録者が本約款に違反した場合等、利用が適当ではないと判断した場合には、サービスの利用を制限することができるものとします。

(1) 公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 営利目的の利用と認められるとき。

(5) 特定の政党の利害若しくは公私の選挙について特定の候補者の利害に関する利用と認められるとき。

(6) 特定の宗教又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する目的の利用と認められるとき。

(7) 未就学児の利用と小学生の夜間利用（午後5時以降）について、保護者の付き添いがないと認められるとき。

(8) その他管理上支障があると認めたとき。

（届出事項の変更）

第14条 登録者は届け出た氏名、住所、電話番号等に変更が生じた場合、遅滞なく登録変更の届出を橋本商店街協同組合に提出するものとします。

また、登録区分を追加しようとする場合は、橋本商店街協同組合に所定の申請書にて申請するものとします。

2 前項の届出がないために、橋本商店街協同組合からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに登録者に到着したものとみなします。

（登録資格の喪失）

第15条 登録者が次のいずれかに該当した場合には、登録者の資格を喪失します。

(1) 虚偽の申告をした場合

(2) 本約款のいずれかに違反した場合

(3) 住所変更の届を怠る等、登録者の責に帰すべき事由により登録者の所在が不明となり、橋本商店街協同組合が登録者への通知・連絡について不能と判断した場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、橋本商店街協同組合が登録者として不適格と認めた場合

（損害賠償）

第16条 登録者は、スペースを故意又は過失により損傷し、又は滅失させたときは、商店街の指示に従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、商店街が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（約款の変更、承認）

第17条 本約款の変更については橋本商店街協同組合が変更内容を公表した後にスペースの利用申請したときは、変更事項を承認したものとみなします。

（その他）

第18条 その他必要な事について別に定めます。